の注意1(1)中「中間純利益金額又は中間純損失金額」を「親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額」に、「中間純利益金額（」を「親会社株主に帰属する中間純利益金額を」に改め、同表記載上の注意1(2)中「中間純利益金額又は中間純損失金額」を「親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額」に、「中間純利益金額を」を「親会社株主に帰属する中間純利益金額を」に改める。

別表第四第2号様式（2）の表中

少数株主損益調整前中間純利益（又は少数株主損益調整前中間純損失）	
中間純利益（又は中間純損失）	

を

少数株主損益調整前中間純利益（又は少数株主損益調整前中間純損失）	
中間純利益（又は中間純損失）	

に、「非支配株主に係る」を「少数株主に係る」に改める。

別表第四第2号様式（3）の表中

少数株主損益調整前中間純利益（又は少数株主損益調整前中間純損失）	
少数株主利益（又は少数株主損失）	
中間純利益（又は中間純損失）	
少数株主利益（又は少数株主損失）	
少数株主損益調整前中間純利益（又は少数株主損益調整前中間純損失）	

を

中間純利益（又は中間純損失）	
親会社株主に帰属する中間純利益（又は親会社株主に帰属する中間純損失）	
非支配株主に帰属する中間純利益（又は非支配株主に帰属する中間純損失）	

に、「少数株主に係る」を「非支配株主に係る」に改め、同表記載上の注意1(1)中「中間純利益金額又は中間純損失金額」を「親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額」に、「中間純利益金額（」を「親会社株主に帰属する中間純利益金額を」に改め、同表記載上の注意1(2)中「中間純利益金額又は中間純損失金額」を「親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額」に、「中間純利益金額を」を「親会社株主に帰属する中間純利益金額を」に改める。

別表第四第3号様式の表中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に、「中間純利益」を「親会社株主に帰属する中間純利益」に改め、同表記載上の注意7中「又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。）」を「、修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。）又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合（同条第20号に規定する企業結合をいう。）に係る暫定的な会計処理の確定」に、「又は修正再表示の」を「、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の」に改める。

別表第四第4号様式の表中

少数株主への配当金の支払額	

を

非支配株主への配当金の支払額	
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令別表は、平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

○経済産業省令第十五号

金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）第八条の規定に基づき、金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十日

経済産業大臣　宮沢　洋一

金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令

金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則（昭和四十八年通商産業省令第六十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「一・〇パーセント」を「〇・五パーセント」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

規　則

○公正取引委員会規則第三号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十日

公正取引委員会委員長　杉本　和行

公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則

公正取引委員会事務総局組織規程（昭和四十年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の二を次のように改める。

第二条の二　削除

第二条の六第一項中「五十七人」を「五十五人」に改める。

第二条の七の見出し中「審査局に置かれる」を削り、同条第一項中「二人」を「三人」に改め、同条第二項第一号中「、独占的状態に係る事件に関する審判開始決定」を削り、「及び課徴金」を「、課徴金」に改め、「納付命令」の下に「及び競争回復措置命令」を加え、同項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　行政訴訟の事務に関すること（官房及び経済取引局の所掌に属するものを除く。）。

四　侵害の停止又は予防に関する訴訟及び損害賠償に関する訴訟の事務に関すること。

第二条の八第一項中「三百二十九人」を「三百二十一人」に改める。